

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者（以下「最良提案者」という。）を選定のうえ、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施するので、下記のとおり告示する。

2025(令和 7)年 12 月 19 日

釧路市長 鶴間秀典

記

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

- (1) 物件名 釧路市標準化・共通化移行に伴う構築及び移行業務
- (2) 概要 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から 2027(令和 9)年 10 月 31 日とする。

2 提案上限額

提案上限額 467,324,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次に掲げるすべての条件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (3) 公示の日から最良提案者を選定する日までにおいて、釧路市競争入札参加の排除及び資格の消滅並びに指名停止基準要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 法人税（国税）及び法人住民税（本業務を実施する事務所や事業所が所在する市区町村により課税される法人住民税）並びに消費税及び地方消費税について、未納がないこと。
- (5) 釧路市暴力団排除条例（平成 24 年釧路市条例第 33 号）第 2 条に規定されている暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該当しないこと。

- (7) 個人情報保護のために必要な措置（プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するもの。）等の認証取得または社内での情報セキュリティ方針の策定等）を講じていること。
- (8) 前3年度内に、国または地方公共団体と委託役務契約の履行実績があること。特に本業務と同種または類似の業務を履行した実績があれば示すこと。

4 担当部署

釧路市総務部情報システム課電算係 電話 0154-31-4510

5 参加表明書の提出等

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のとおり参加表明書及び関係書類を提出しなければならない。

① 提出書類

- ア 釧路市標準化・共通化移行に伴う構築及び移行業務
公募型プロポーザル方式参加表明書（様式1）
- イ 会社更生法及び民事再生法に係る申立書（様式2）
- ウ 3の(4)を証する書類（コピーも可とする）
- エ 業務実績書（様式3）

② 提出期間

2025(令和7)年12月19日(金)から2026(令和8)年1月15日(木)までの年末年始及び土、日、祝日を除く毎日、9時から17時まで

③ 提出先

4に同じ

④ 提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る。）によることとし、電子メール及びファクシミリによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合においては、提出期間内に提出先に必着のこと。

- (2) 公募型プロポーザル方式参加表明に関する書類は、4においてこの告示の日から配付する。また、釧路市ホームページにも掲載する。
- (3) 申請書類を提出期限までに提出しなかった者は、本プロポーザル（以下「本件」という。）に参加することができない。
- (4) 提出された参加表明書及び関係書類により参加資格の審査を行い、2026(令和8)年1月16日(金)に審査結果を通知する。

(5) その他

- ① 参加表明書及び関係書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された参加表明書及び関係書類は、提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された参加表明書及び関係書類は、返却しない。

6 質問の受付と回答

- (1) 仕様書及び提案書作成要領等に対する質問がある場合には、次のとおり電子メールで行うこととする。

① 受付期間

2025(令和7)年12月19日(金)から2026(令和8)年1月9日(金)まで

② メールアドレス

jo-densan@city.kushiro.lg.jp

釧路市総務部情報システム課電算係

③ メール表題の命名方法

「送信した日付」と「標準化・共通化移行質疑」と「事業所名」の組み合わせで表示すること。

☞命名の例示：

釧路商事が、2026(令和8)年1月5日に送信した質問書の表題

「260105 標準化・共通化移行質疑【釧路商事】」

- (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり行う。

① 期間・時間

2026(令和8)年1月13日(火)17時まで

② 回答方法

質問書の提出者すべてに対して電子メールで回答するとともに、市ホームページに掲載する。

なお、本件に直接関係する質問に対してのみ回答を行なうものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

7 提案書の提出等

- (1) 5の(4)の参加資格の審査により参加資格を有すると認められた者は、提案書を提出する。

① 提出書類

- ア 釧路市標準化・共通化移行に伴う構築及び移行業務公募型プロポーザル方式提案書
- イ 構築業務に係る見積書

② 提出期間

2026(令和8)年1月19日(月)から2026(令和8)年1月30日(金)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、9時から17時まで

③ 提出先

4に同じ

④ 提出方法

ア 提案書は10部提出すること。(さらに電子ファイル(PDF形式)をCD-Rに保存したもの1枚)

イ 提案書はA4版、50ページ以内とする。(文字サイズは11ポイント以上とする。)

ウ 提出した提案書については、原則、修正及び差し替え等は認めない。

エ 持参または郵送(書留郵便に限る)によることとし、電子メール及びファクシミリによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合においては、提出期間内に提出先に必着のこと。

(2) 提出された提案書の内容に基づき第1次審査(書類審査)を行い、当該審査において選定した者に対して、第2次審査(プレゼンテーション審査)を行う。

(3) 提案書及び関係書類の作成に係る費用は、提出者の負担とし、提出される書類に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属するが、提案書は一切返却しない。ただし、本物件において公表が必要と認められる場合は、本市は提案書の全部または一部を使用できるものとする。なお、提案書の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

8 提案書作成要領

提案書の作成に当たっては、以下の(1)提案書項目及び記載内容に沿って記載すること。

(1) 提案書項目及び記載内容

項目番	項目	記載内容	配点
1	全体概要	提案内容に係る概要として、スケジュールやシステム開発体制、運用保守業務の方針及び体制、開発・運用保守実績等について具体的に記載すること。	20
2	業務機能	提案するシステムの概要、機能、特徴、適用範囲等について具体的に記載すること。	10
3	移行作業	データの移行作業や他システムとの連携に係る作業の進め方にについて具体的に記載すること。	30
4	システム構成	システムの全体構成やガバメントクラウド構成、セキュリティ要件等について具体的に記載すること。	20
5	その他構築関連作業	システム利用者に対する操作研修の実施やマニュアルの提供等について具体的に記載すること。	20

6	導入作業	導入に係る方針や工程、進捗管理等について具体的に記載すること。	30
7	運用保守	本稼働後の運用保守業務の内容やガバメントクラウド利用料を低減する工夫内容、法改正への対応等について具体的に記載すること。	25
8	ランニング費用	本稼働後のシステム利用料を月額(税抜)で具体的に記載すること。	30
9	その他	その他、提案内容に係るアピールポイントについて具体的に記載すること。	15

9 プレゼンテーション審査の実施

- (1) 第1次審査の結果については、提案書を提出した全ての者に2026(令和8)年2月3日(火)に書面にて通知する。
- (2) 選定された者は、提案書に基づき、提案概要等を説明するプレゼンテーションを行うこと。

ア 時間及び方法

プレゼンテーション時間は40分(提案説明20分以内、質疑応答20分以内)とする。なお、プレゼンテーションはZOOMを活用し、オンラインで実施する。

イ 開催日時

2026(令和8)年2月13日(金)に実施予定。

時間及びZOOMの招待用URL等は対象者に別途通知する。

10 最良提案者の選定方法

- (1) 本件における審査は、「釧路市標準化・共通化移行に伴う構築及び移行業務公募型プロポーザル審査委員会」を設置し、あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により提出された提案書を公正に審査し、第2次審査の結果と合わせて最良提案者を選定する。
- (2) 審査結果通知は、プレゼンテーションを行った全事業者に2026(令和8)年2月25日(水)に電子メールで行う。結果通知の内容に対する異議申立てには一切応じない。
- (3) 最終的な評価結果は、受託候補者名及びその採点結果を本市ホームページにて公表する。
- (4) 提案者が一者であった場合においても本プロポーザルは有効とする。

11 失格要件等

- (1) 提出された書類等に虚偽の内容を記載したとき。
- (2) 提案上限額を超えたとき。
- (3) プrezentation審査に参加しなかったとき。
- (4) 評価基準に基づく提案者の『内容点』の合計が『内容点』配点の50%未満のとき。

12 契約手続

最良提案者を見積微取の相手方に決定したときは、最良提案者と本件の履行に必要な具体的な履行条件等の協議と調整を行った後、両者合意に至ったときに随意契約を締結するものとする。

13 契約書作成の要否

要

14 その他

- (1) 本件において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本件の参加に要するすべての経費は参加者の負担とする。

※本告示についての問い合わせ先

〒085-8505 釧路市黒金町8丁目2番地

釧路市総務部情報システム課電算係（担当：奥泉、金子）

電話 0154-31-4510

電子メール：jo-densan@city.kushiro.lg.jp

掲示期間 1月 19日まで